

IWC改革案の概要について

平成30年8月
水産庁
外務省

1. 概要

(1) 及び (2) の内容を 一括提案し、コンセンサス合意 (※1) を目指す。

※1 票決を行わず、明確な反対意見が表明されなかったことを以て、合意したものとする議決方式

(1) 意思決定の手続の変更【決議案】

① 資源管理に関する意思決定要件の緩和

「持続的捕鯨委員会（新設）(※2)」又は「保護委員会（既設）」においてコンセンサス合意が得られた措置（捕獲枠の設定、保護区の設置等に関する国際捕鯨取締条約の付表修正案）について、条約で定められた総会での可決要件を緩和（現行の4分の3の多数の賛成から、過半数の賛成に引下げ）するための条約の改正を提案する。

(注) 現行条約上、総会で可決された付表の修正に対して「異議申立て」を行った国は、同修正に拘束されない。

※2 科学的根拠に基づく持続的な捕鯨を目的とする、「持続的捕鯨委員会」の新設を併せ提案。

② 捕獲枠の算出指示

総会は、「持続的捕鯨委員会」で捕獲枠の設定を議論する際に必要となる「捕獲枠の算出」について、科学

委員会に指示する。

③ 沿岸国の利益の考慮

総会及び「持続的捕鯨委員会」で捕獲枠の設定等の議論を行うに当たっては、沿岸国の権利・義務を認識し、その利益を考慮する。

(2) 商業捕鯨モラトリアムの限定的解除【付表修正提案】

「全ての鯨種について商業目的のための捕獲枠はゼロ」とする付表の規定（いわゆる商業捕鯨モラトリアム）の例外として、資源が豊富な鯨種（※3）に限り、商業目的のための捕獲枠を設定する規定を新設する。

※3 例えばミンククジラ・クロミンククジラ等を想定。

2. IWCへの提出

(1) 7月11日（英国時間）にIWC事務局に提出。

(2) 7月12日（英国時間）に事務局からIWC加盟国に回章（共有）。

IWC改革案の概要

①及び②の一括でのコンセンサス合意を目指す。

①IWCの意思決定手続の変更【決議案】

(1) 要件の緩和

現在の条約では、捕獲枠や保護区の設定には、総会において4分の3の多数の賛成が必要。これを、下部機関(「持続的捕鯨委員会」(新設)又は「保護委員会」)でのコンセンサス合意が得られた場合には過半数の賛成とするための条約の改正を提案する。

(2) 捕獲枠の算出指示

「捕獲枠の算出」を総会から科学委員会に指示する。

(3) 沿岸国の利益の考慮

総会及び持続的捕鯨委員会は、沿岸国の権利・義務を認識し、その利益を考慮する。

②商業捕鯨モラトリアムの限定的な解除【付表修正提案】

商業捕鯨モラトリアムを、資源が豊富な鯨種に限り、解除することを提案する。
(国際捕鯨取締条約の付表の修正)

IWC改革案

<新たな意思決定手続のイメージ>

